平成３０年（フ）第５６１号
札幌市豊平区西岡２条１丁目９番３号
債務者　鎌田　信人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１２号
札幌市西区発寒６条10丁目９番５号　ウィラード戸塚１階
債務者　内山　明大
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１３号
札幌市西区発寒６条10丁目９番５号　ウィラード戸塚１階
債務者　内山留美子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３１号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目17番12―202号
債務者　郡川珠美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３８号
札幌市白石区東札幌４条６丁目１番24―202号
債務者　加藤真梨子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４３号
札幌市北区新琴似12条１丁目２番13号　メゾンド・大樹201号
債務者　山田みどり
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７８号
札幌市白石区栄通16丁目８番25号　ベルハイムⅢ―111号
債務者　日向慶子こと　李　　慶子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８１号
札幌市北区篠路４条５丁目１番17―103号
債務者　村上　舞衣（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９２号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番15―210号
債務者　高　　俊雄
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０４号
札幌市西区発寒５条６丁目１番１号　パレス秀高第６―202号
債務者　藤田　雅志
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１２号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目８番６―302号
債務者　古田　豊成
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７２４号
札幌市北区北33条西11丁目５番10号　わかな荘201号
債務者　門前　詠子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３０号
北海道江別市大麻園町23番地　２号棟403
債務者　利光　啓史
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８号
釧路市光陽町14番14号　ＨＥＲＯ　ＫＯＹＯ203号室、申立前の住所釧路市愛国西４丁目20番５号
債務者　我妻　保貴
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８２号
釧路市昭和中央２丁目４番14号、申立前の住所愛知県東海市荒尾町池ノ平子21番地　池のハイツ（203号）
債務者　高安　梢平
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２４２号
千葉市稲毛区稲毛１丁目３番16号　ベルパティオ206号
債務者　関口　晴香
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３００号
千葉県船橋市藤原５丁目46番47号　五宝ハイツ202号
債務者　寺本　康隆
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係